

「緑の募金」顕彰制度

愛知県緑化推進委員会及び市町村緑の募金団体へ「緑の募金」として多額のご寄附をしていただいた皆様に感謝の意を表するため、感謝状等を贈呈しております。

愛知県緑化推進委員会「緑の募金」感謝状等贈呈基準

「緑の募金」として多額のご寄附をしていただいた皆様に感謝の意を表するため、愛知県植樹祭の席上で、会長（愛知県議会議長）感謝状を贈呈しております。

また、3万円以上のご寄附をいただいた企業等へは、緑の募金協力プレートを贈呈しております。

区分	愛知県緑化推進委員会 会長感謝状	緑の募金 協力プレート
個人	10万円以上	/
団体	20万円以上	



緑の募金協力プレート

(注) ① 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。

国土緑化推進機構「緑の募金」感謝状贈呈基準

公益社団法人国土緑化推進機構の顕彰規程に該当する「緑の募金」をしていただいた皆様に感謝の意を表するため、感謝状を贈呈し、愛知県植樹祭の席上でご披露しております。

区分	紺綬褒章	農林水産大臣 感謝状	林野庁長官 感謝状	国土緑化推進機構 理事長感謝状
個人	紺綬褒章等の授与 基準（昭和55年11 月28日閣議決定） による	500万円以上	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満
団体		1,000万円以上	200万円以上 1,000万円未満	50万円以上 200万円未満

(注) ① 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄附があった場合には、その合計額をもって寄附の額とする。

② 同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄附があった場合には、2～3年目の寄附の額はその合計額とする。